

第 19 章 仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する基準

法第 10 条第 1 項ただし書きの規定により、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合（以下「仮貯蔵等」という。）の承認基準は次のとおりとする。

1 仮貯蔵等の期間

仮貯蔵等の期間は、法定期間である「10 日以内」に限る。

また、同一の場所において、繰り返し継続的な仮貯蔵等を承認することは、原則として認められない。ただし、次に掲げる場合は、認めることができる。

- (1) 災害等の復旧現場において、仮貯蔵等を行う場合
- (2) 前後の承認の間に連続性がない場合
- (3) 承認後、承認時の事情に変化があり、承認を更新することが火災の予防上支障がないと認められる場合
- (4) 申請者の責によらないやむを得ない事由（自然災害、感染症の蔓延等）が生じ、延長したとしても同一場所で引き続き火災予防上支障がないと認められる場合。◆
- (5) その他更新することがやむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合

2 仮貯蔵の場所

仮貯蔵等を行う場所は、危険物施設として許可を受けている場所以外の場所であることが前提であり、許可を受けている場所においては、次の場合を除き承認できない。

- (1) 危険物施設の変更、廃止、定期点検、タンク清掃等のため、タンク内の指定数量以上の危険物を抜き取る場合
- (2) 油圧装置等の一般取扱所において指定数量以上の潤滑油を交換する場合
- (3) その他やむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合

3 場所の位置

仮貯蔵等を行うことのできる場所の位置は、危政令第 9 条第 1 項第 1 号に定める製造所の位置の規定によること。

4 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

- (1) 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲には不燃材料で造ったさく等を設けて明確に区画すること。
- (2) 前号のさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危政令第 16 条第 1 項第 4 号に掲げる空地の幅のおおむね 2 分の 1 以上の空地を保有すること。ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危規則第 24 条の 12 第 2 項第 2 号に掲げる空地の幅のおおむね 2 分の 1 以上の空地を保有すること。
- (3) 次の危険物以外の危険物の仮貯蔵等は承認しないものとする。こと。
 - ア 第 2 類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が 21 度以上のものに限る。）
 - イ 第 4 類の危険物（特殊引火物を除く。）
 - ウ 第 6 類の危険物

5 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

- (1) 建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ出入口は防火設備（防火戸）を設けた、専用の棟又は室とすること。
- (2) 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合には、当該物品が存する場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。
ただし、危政令第26条第1項第1号ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。
- (3) 類を異にする危険物は、同一の建築物内部においては類を異にするごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分をすること。
ただし、危政令第26条第1項第1号の2ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。
- (4) 電気設備は、「電気設備の基準」（別記2）及び電気工作物に係る法令の規定によること。

6 貯蔵及び取扱いの基準

仮貯蔵等においてする危険物の貯蔵又は取扱いの全てに共通する技術上の基準は、危政令第4章の規定を準用するものとする。

7 消火設備

仮貯蔵を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するよう設けること。

8 標識及び掲示板

- (1) 仮貯蔵等を行う場所の見やすい箇所に仮貯蔵等の承認を受けている旨の掲示板を次の例により掲出すること。

様式第2号（第2条関係）

危険物 仮貯蔵
仮取扱 所

期 間	年	月	日～	年	月	日
承認番号	第	号				
類別	類	品名				
		数量				
防火の責任者						

- 備考 1 地は白色、文字は黒色とすること。
2 縦300mm以上、横600mm以上とすること。

(2) 仮貯蔵等をする危険物に応じ危規則第 18 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する掲示板を設けること。

9 タンクコンテナによる仮貯蔵

「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」(H4 消防危第 52 号)によること。

10 基準の特例

危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、1 から 6 までを適用しないことができる。

11 震災時等における仮貯蔵・仮取扱い等

「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」によること。(H25 消防災第 364 号、消防危第 171 号)(H30 消防危第 226 号)

12 同一敷地内において、同時に二以上の場所で仮貯蔵等を行う場合の承認申請は、一の場所ごととする。◆

13 承認申請手数料は、一の申請ごとに納入する。◆

14 モーターショー等において燃料タンクに危険物を収納した自動車等を短期間に陳列し、1 棟の建築物内におけるこれらの危険物の合計量が指定数量以上となる場合であっても、法第 10 条の第 1 項ただし書きの規定による承認を要するものとはならない。(S49 消防予第 102 号質疑)